

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
 <<2026. 7月号>>

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！



発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
 ハローワーク秋田（電話018-864-4111）

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）を押してください。

📅 期限が近づいています 📅

高年齢者・障害者雇用状況報告 の提出について

事業主は、毎年6月1日現在における高年齢者及び障害者の雇用状況等の報告が義務付けられています。対象事業所には既にオレンジ色の封筒で報告書が郵送されています。

ご記入のうえ、**7月15日（水）**までにご報告いただきますようお願いします。

◆お問い合わせ先・提出先：ハローワーク秋田
 高年齢者雇用状況報告→企画部門 【32#】
 障害者雇用状況報告→専門支援部門 【43#】

労働保険の年度更新手続 について

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ、精算することになっています。申告・納付期間は、**6月1日（月）から7月10日（金）**までです。お早めに手続をお願いします。

◆お問い合わせ先
 秋田労働局労働保険徴収室 TEL018-883-4267
 秋田労働基準監督署 TEL018-801-0823

事業主の皆さまへ 助成金のご案内です



中東情勢による 原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持のため **雇用調整助成金** が活用できます

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小する際、従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

次の**いずれにも**該当する事業主が対象となります

- ① 雇用保険適用事業主
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少
- ③ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、一定規模以上増加していない
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

助成内容	中小企業	大企業
助成率（休業・教育訓練）	2/3	1/2
日額上限額	8,870円 雇用保険基本手当日額上限額（令和7年8月1日現在）	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 各事業所の対象労働者数 × 100日分	

支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

※実際に従業員に支払った休業手当（労働基準法に基づくもの）に対して助成します。
 ※支給申請には休業を実施したことがわかるタイムカードや賃金台帳が必要です。

雇用調整助成金
ガイドブック



雇用調整助成金
サイト



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

最寄りのハローワーク

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

キャリアアップ助成金（厚生労働省HP）



活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

活用ポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

雇用環境・均等室

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	加算
		賃上げ 割増賃金率
業種別課題 対応コース（※1）	25～550万円	
労働時間削減・ 年次促進支援コース	25～200万円	6～360万円※2 25～100万円
勤務時間インターバル 導入コース	50～150万円	

活用ポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ・割増賃金率）+ 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う



（※1）建設業の場合
（※2）常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
（※3）別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職業対策課

訓練課

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

（※1）人材育成支援コース（人材開発訓練）の場合
（※2）5%以上の賃上げ又は資格等手当に就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円

活用ポイント 職業訓練+経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材開発支援助成金（厚生労働省HP）



（※3）訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります。①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。、

業務改善助成金（令和8年度の交付申請は9月1日から）

雇用環境・均等室

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用ポイント 賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

業務改善助成金（厚生労働省HP）



人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

職業対策課

人材確保のために雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大32.5万円が支給されます。

区分	助成額・助成率（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75%（50%）

活用ポイント 雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は22.5万円（150万円）。

人材確保等支援助成金のご案内（厚生労働省HP）



介護のお仕事を希望している方へ

受講生募集中
受講料無料！

介護実務者研修科 秋田会場

※ 受講希望の方は、住所を管轄するハローワークへお申し込みください。諸事情により、訓練期間を変更 または 訓練を中止する場合があります。

募集期間

令和8年 6月29日（月）～ 令和8年 7月28日（火）

主な内容

介護現場の即戦力として活躍できる人材となるために、実践的な知識及び技能を習得するとともに、介護従事者としての職業倫理と豊かな人間性を養い、社会福祉及び関連領域の基礎知識と介護の知識・技術の習得を目指すコースです

実施会場 ママファミ介護教室秋田御所野校 ※ 受講生用の駐車場あり
秋田市御所野湯本二丁目1-2 秋田物流センター 2F（有料 1台 4,400円/月）
最寄りバス停：御所野小学校入口（仁井田御所野線、広面御所野線）徒歩700m

募集定員 15名 ※ 応募者が少ない場合、中止となることがあります

応募資格

- ハローワークに求職の申し込みをしており、介護・福祉分野への就職を希望する方で、ハローワークから受講あっせんを受けられる方
- 医療・介護関係の資格を有している方であっても、介護実務者研修科の全課程を履修することが条件となります
- 訓練期間の出席と、訓練修了後直ちに就職が可能な健康状態・環境にある方

訓練期間 令和8年8月18日（火）～ 令和9年2月16日（火）

午前9時30分～午後4時10分（1日6時間）

※ 土日祝、12月29日～31日、及び就職活動日を除く6か月（118日間）

就職活動日：ハローワークで就職相談をしていただく日

介護実習では、実習先によって始業・終業時間が変更となる場合があります

選考会 日 時： 令和8年8月4日（火）午前9時～

（受付8時30分～8時50分）

会 場：秋田技術専門学校（無料駐車場あり、裏面参照）

選考方法：適性検査、面接（筆記用具持参）

その他 テキスト代（14,000円程度）、損害保険料、検査料等は受講生負担となります
「実務者研修 修了証明書」取得可能（出席状況等により取得できない場合があります）



主催・内容のお問い合わせ

秋田県立 秋田技術専門学校 〒010-1623 TEL 018-895-7167
秋田市新屋町字砂奴寄4-53 FAX 018-895-7061

※ 年間のコースについては、【秋田県立技術専門学校 ポータルサイト】でもご紹介しております。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/contents/93185>



訓練期間・対象者

訓練期間	6か月
訓練対象者	介護福祉士実務者研修課程の修了者として活躍できる関連業への就職を目指す方

訓練項目

（単位：h）

学 科		実 技	
科 目 名	時間数	科 目 名	時間数
安全衛生	6	認知症の理解Ⅰ・Ⅱ	36
人間の尊厳と自立	6	障害の理解Ⅰ・Ⅱ	36
社会の理解Ⅰ・Ⅱ	36	介護過程Ⅱ・Ⅲ	84
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	36	ここからからだのしくみⅡ（利用者の心身理解演習）	60
コミュニケーション技術	24	医療的ケア実習	30
介護過程Ⅰ	24	介護現場実習	60
発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ	36	パソコンによる各種報告書類などの作成	18
		振り返り演習	12
学科計	382	実技計	324
総訓練時間			706

選考会 会場

秋田 秋田技術専門学校

〒010-1623

秋田市新屋町字砂奴寄4-53

TEL 018-895-7167

FAX 018-895-7061

JR秋田駅から

車 約20分

バス 県立プール線（運賃片道 490円）

秋田駅西口 3番のりば 乗車

産業技術センター前 下車

乗車時間 約27分

最寄りバス停から徒歩 約3分





「高卒就職フェア2026」を開催しました！！

令和8年6月16日（火）に令和9年3月卒業予定生徒を対象とした「高卒就職フェア2026」を開催しました。当日は70社の企業が参加し各高校の生徒と活発に情報交換を行いました。情報交換会の前には6社の企業によるセミナーが開かれ、自社PRや社会人からのメッセージ等を高校生へ伝えました。情報交換会は1回18分、計4回行う機会がありましたが、中には椅子が足りず立ち見で企業の話熱心に聞く生徒も見られました。

7月1日からは高校生に求人情報が公開されます。求人提出予定でまだ申し込みをされていない企業においては早めの提出をお願いいたします。学卒求人についてのご相談は随時受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。



◇お問い合わせ先◇

ハローワークアトリオン 018-836-7820
ハローワーク秋田学卒部門 018-864-4111
(窓口番号45#)

ハローワーク
秋田

就職(求職)活動支援セミナーご案内

場所：ハローワーク秋田 2階大会議室または2階小会議室場所
時間：気軽に！おしごと相談会

(火・木曜日) 9:30～(30分程度 希望者は個別面談可)

就職支援セミナー ①10:00～②11:00～(30分～1時間程度)

- 先着35名まで。予約不要！
- 雇用保険受給中の方は求職活動実績になります！
- 都合により内容を変更したり開催を中止する場合があります。



セミナー終了後は積極的に
窓口をご利用ください！

★職業相談窓口でお待ちしてます★

ハローワーク秋田 サービスリニューアルの ご案内

仕事をお探しの方と人材を獲得したい事業主の方が

より **つながる** 機会をつくるため

ハローワークは2026年6月に、
レイアウトやサービスを **リニューアル** します。

・求人検索パソコンをリニューアル

ハローワーク内に設置のパソコンは、台数を見直し新しい
機器に更新。気になる求人があれば是非窓口で相談を！



・所内レイアウトの見直し

待合スペースの拡大やイベントスペースの設置等、ハロー
ワークをもっと利用しやすくレイアウトを見直します！



・無料のWi-Fi環境を整備

フリーWi-Fi完備！お仕事探しにご利用ください。



R8.6ハローワーク秋田

ハローワーク プラ
アトリオン

再就職支援セミナー

7月実施予定

場所 ハローワークプラザアトリオン（アトリオンビル3F）

予約 窓口または電話（定員になり次第締め切り）

※都合により、内容の変更や開催を取りやめる場合があります

※雇用保険受給中の方は、雇用保険受給資格者証をご持参ください。(1回の求職活動実績となります)

7/2 (木)

14:30～15:10
16名

面接対策について

【講師：あきた就職活動支援センター】

面接では何を聞かれるの？どう答えたらいい？服装は？
面接の「ポイント」をわかりやすく解説します。

7/17 (金)

14:00～16:00
15名

再就職必勝講座【基本コース】

無料託児付き
(定員3名)



【講師：株式会社 エスアイシー】

求職活動の進め方や面接技法、担当者の目にとまる応募書類の書き
方など基本的な求職活動の「ポイント」を解説します。

7/9 (木)

14:30～15:30
16名

就職活動に活かす自己理解セミナー

【講師：秋田キャリア形成・リスキリング支援センター】

就職活動をする上では自分の強みを知ることがとても大切です。
いくつかの自己理解ツールを使って、自己理解を深めましょう。

7/23 (木)

14:30～15:10
16名

福祉分野のお仕事セミナー

【講師：秋田県福祉人材センター】

福祉分野での再就職を希望する方のために、センターの利用方法、
多様な働き方、色んな支援制度をわかりやすく解説します。

ハローワークプラザアトリオン

018-836-7820

ご予約方法：ハローワークプラザアトリオン総合案内又はお電話

※キャンセルの場合は必ずご連絡ください。

雇用保険電子申請アドバイザー相談日



7月 7日(火)
14日(火)

費用は掛かりません！

開催時間 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
開催場所 ハローワーク秋田2F 雇用保険適用課内
ご予約も可能です！

- 【社会保険】
- ◇資格取得届 ◇資格喪失届 ◇算定基礎届
 - ◇月額変更届 ◇賞与支払届 ◇被扶養者（異動）届
 - ◇国民年金第3号被保険者関係届 等
- 【雇用保険】
- ◇資格取得届 ◇資格喪失届 ◇転勤届
 - ◇個人番号登録届 ◇高齢雇用継続給付申請 等

雇用保険各種手続きの電子申請勉強会

7月16日(木) 育児休業等給付／育児時短就業給付 申請書の作成・保存について

7月27日(月) 高齢雇用継続給付／介護休業給付 申請書の作成・保存について

事前予約が必要です。※参加無料

開催時間：14:00～/15:00～
(各回2部構成で実施します)
開催場所：ハローワーク秋田 2階小会議室
(15社程度)
zoom参加：30社程度
(秋田県内、どこからでも参加可能！)

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険適用課【21#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和8年5月)

概況（全数）

○有効求人倍率は、1.08倍と前年同月比で0.13ポイント低下。

1 求人の動向

- 新規求人数は、2,168人と前年同月比で17.5%減少。
 - ・運輸業・郵便業、金融業・保険業で増加。
 - ・卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業等で減少。
- 有効求人数は、7,275人と前年同月比で8.7%減少。

2 求職者の動向

- 新規求職者数は、1,330人と前年同月比で14.7%減少。
 - ・フルタイム求職者が16.3%減少、パート求職者は12.3%減少。
 - ・事業主都合離職者（常用）が2か月ぶりに減少。
- 有効求職者数は、6,729人と前年同月比で2.2%増加。
 - ・雇用保険受給者実人員は12か月連続で増加。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D建設業	197	▲ 7.5	▲ 16
E製造業	109	▲ 37.0	▲ 64
G情報通信業	23	▲ 8.0	▲ 2
H運輸業,郵便業	157	46.7	50
I卸売業,小売業	344	▲ 21.3	▲ 93
J金融業,保険業	28	27.3	6
M宿泊業,飲食サービス業	120	▲ 65.4	▲ 227
P医療,福祉	435	▲ 13.2	▲ 66
Rサービス業(他に分類されないもの)	460	▲ 8.0	▲ 40
S・T 公務、その他	50	▲ 7.4	▲ 4
全産業合計	2,168	▲ 17.5	▲ 461

【新規求職者の態様別状況（常用）】

項目	区分	態様別計						無業者
		在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他		
新規求職者数(常用)		1,320	440	756	262	444	16	124
前年同月比	増減率(%)	▲ 13.7	▲ 5.8	▲ 17.0	▲ 17.4	▲ 15.9	33.3	▲ 18.4
	増減数(件数)	▲ 210	▲ 27	▲ 155	▲ 55	▲ 84	4	▲ 28

■有効求人倍率（全数）の推移

